

自主防災組織の手引き



北 広 島 市

令和 6 年 4 月 改訂

第1 自主防災組織をつくろう

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生したとき、同時に多数の災害の発生が予想され、また、通信や交通の障害等、さまざまな悪条件が重なることにより、市や消防機関等の防災関係機関の活動能力が低下することが考えられます。

このような事態において、災害による被害を最小限に抑えるためには、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災活動、すなわち、市民が自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護等の活動を行うことが必要となります。

しかしながら、市民が自主的に防災活動を行うとき、一人ひとりがばらばらに行動するのでは大きな効果が期待できません。

地域の住民が一致団結し、組織的に行動することにより、その効果が高められることになることから、地域の人々のまとまった力である自主防災組織が必要となります。

市では、町内会、自治会等を単位とした自主防災組織による防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制を確立することを目的として、自主防災組織の設立及び地域防災活動に要する経費の助成など、自主防災組織の設立に向けての支援を行っていきます。

2 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、自主的に結成する組織です。

自主防災組織は、組織に参加する住民相互の合意に基づくことを原則としています。その点で消防組織法により消防機関と位置づけられている消防団とは性格が異なります。

「自主防災組織」

広い意味での自主防災組織には、「地域の自主防災組織」のほかに「事業所の自主防災組織」を含みます。

(ホテル、百貨店、病院等で、一定規模以上の事業所では、消防法などの法令により自衛消防組織等の設置が義務づけられています。)

第2 自主防災組織のつくり方

自主防災組織は、地域住民が協力して自主的に結成するものです。組織のつくり方も、地域の実情に即した方法を考えるようにしましょう。

1 既存の地域住民組織を活用する場合

自治会や町内会など、すでに地域内に存在する住民組織を活用して防災活動を展開していく方法です。最も一般的なつくり方といえます。

※ 市の地域防災計画では、「地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくりを推進するものとする。」と定めています。

【既存の組織の活用例】

- ① 町内会等にすでに防災関係部門が置かれている場合は、その充実強化を図って行く方法。
- ② 町内会等に防災関係部門がない場合は、新たに防災部門を設ける方法。
- ③ 規模の小さい町内会等は、いくつかの町内会等が合同でひとつの自主防災組織を結成する方法。

【組織のかたちの決定】

○町内会や自治会などを利用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプがあります。

○どういった組織にするかはそれぞれの長短があることから、地域の実情に応じて検討することが大切です。

【いろいろな自主防災組織のかたち（町内会を例として）】

型	説明	役員構成
重複型	町内会の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせるかたち	町内会の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる
内部組織型	町内会の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とするかたち	町内会役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ
別組織型	町内会が中心となり、町内会とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者、役員を選ぶ

2 新たに組織をつくる場合

自治会や町内会などの地域住民組織がない場合等に、一定範囲内の地域住民同士の自助及び共助の強化等を図るため、新規に結成する方法です。

3 具体的な結成の手順（例）

【市役所総務部危機管理課に相談を】

自主防災組織を結成しようと思っても、具体的にどうしていいかわからないという声がよく聞かれます。このようなときは、市役所の危機管理課に相談してください。

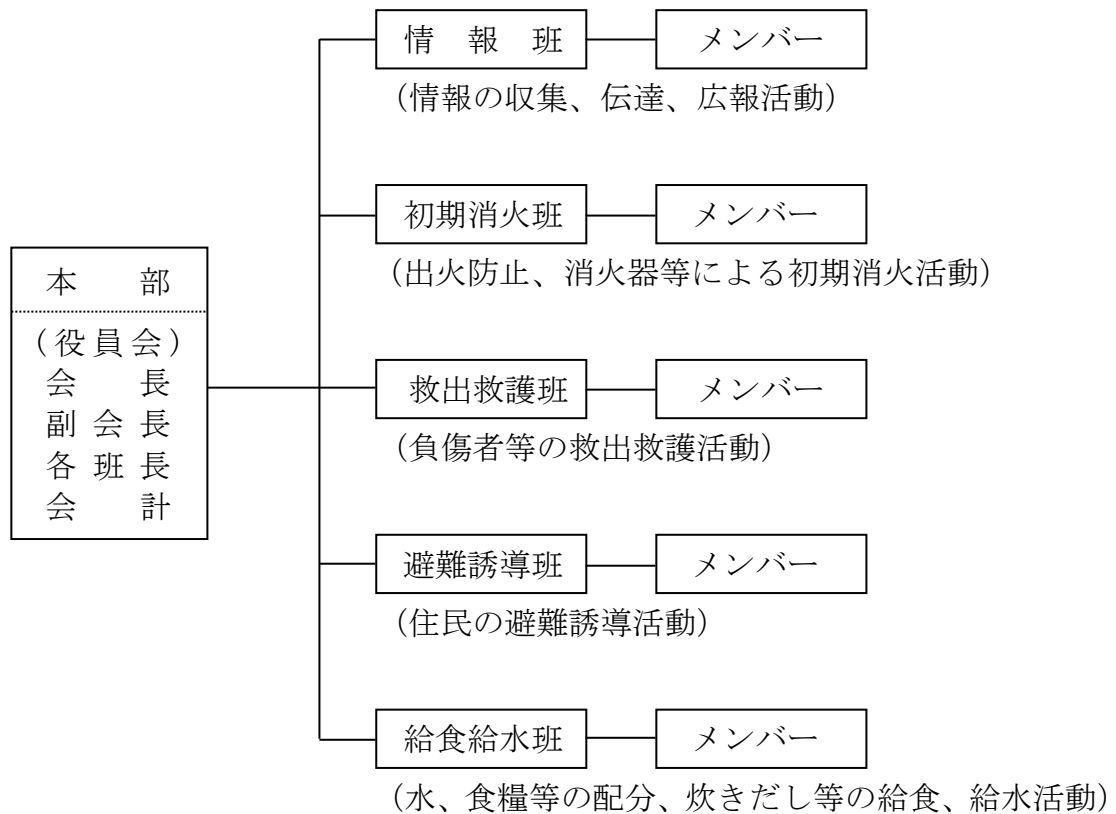
▼町内会や自治会を活用して結成する方法を例として、結成の具体的な手順を紹介します。



第3 自主防災組織の編成

自主防災組織が災害時の応急活動を迅速かつ効果的に行うためには、あらかじめ組織内での役割分担を明確にする必要があります。

以下の編成図は、一般的な例です。それぞれの地域の実情に適した組織編成を考えるようにしましょう。



第4 自主防災組織の運営方法

自主防災組織を有効に運営していくためには、規約や活動計画、活動内容などを決める必要があります。

1 自主防災組織の規約

(1) 規約の必要性

組織である以上、活動を開始する上で、まず規約が必要になります。活動に参加する誰もが組織の活動方針や規則を理解できるように、わかりやすく明確な規約を定めておく必要があります。

(2) 規約の内容

規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員の選任や任務、会議の開催、活動計画などを盛り込みます。

実際に規約を作るときは、実情に即した内容を盛り込むようにしましょう。

【自主防災組織の規約例】

〇〇自主防災会規約

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、〇〇自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること
- (3) 災害のおこるおそれがある場合、又は災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関する事。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事。

(活動範囲)

第5条 本会の活動範囲は、以下のとおりとする。

北広島市中央〇丁目から北広島市中央〇丁目

(会員)

第6条 本会は、〇〇地区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班 長 若干名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 査 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は、1年(例:定期総会から次期定期総会まで)とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 班長は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査は、会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要ある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、班長及び会計によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他、役員会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第12条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 災害のおこるおそれがある場合、又は災害の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関する事。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第13条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第14条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、○年○月○日から施行する。

2 活動計画

組織運営には、安定した継続性が不可欠です。思いつきやその場限りの活動では、いざというとき組織としての力を発揮できません。

今後、どのような活動を行うか、また年間を通じてそれをどう具体化していくか、きちんとした中・長期の活動計画や年間の活動計画を立て、実行していくことが重要です。

年 間 活 動 計 画 例	
4月	役員会の開催 定例総会の開催
5月	防災マップの修正
6月	〇〇講演会の開催
8月	役員会の開催
9月	〇〇訓練の実施
3月	役員会の開催

第5 自主防災組織の活動

「第3 自主防災組織の編成」で例示した組織（班ごと）の活動概要としては、下記のようなことが考えられます。

自主防災組織の活動の概要

組織編成	平常時の活動	災害時の活動
本部 (会長・副会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間活動計画や規約の作成及び予算、決算の編成 ・組織の役割の明確化 ・防災関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の「対策本部」の設置 ・本部員の招集とあらかじめ定めている役割分担の確認 ・各班の活動の統制
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害についての正しい知識の普及 ・広報紙の発行、講習会、懇談会などの開催 ・防災マップの作成などによる地域の防災意識の高揚 ・情報の収集・伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関から発表される災害情報の地域住民への伝達(広報) ・地域の被害状況及び必要な情報の把握 ・防災関係機関等との緊急連絡
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の啓発 ・火気器具、危険物の保管・管理、プロパンガスボンベの転倒防止の呼びかけ ・消火用水の確保、消火器等の点検 ・初期消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止及び初期消火活動の実施 ・消防機関到着後は、その指示に従い、協力
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者、乳幼児、障がい者などの確認(プライバシーに留意) ・応急医薬品及び資機材の整備 ・救出・救護訓練(応急手当法などの習得) 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の把握 ・救出活動、救急処置の実施 ・負傷者の救護所等への搬送 ・高齢者、乳幼児、障がい者などの安全確認や支援

組織編成	平常時の活動	災害時の活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所(学校、会館等の指定避難所及び公園、グラウンド等の指定緊急避難場所)への経路を確認 ・危険個所(ブロック塀、がけ等)の確認 ・避難誘導訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難路の安全確認及び危険個所の表示 ・防災関係機関との連絡 ・避難情報の伝達 ・避難誘導及び避難場所における秩序の維持
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における食糧、飲料水などの備えの呼びかけ ・必要な資機材の確保と点検 ・炊きだし訓練、給水訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、炊きだしの実施 ・食糧、飲料水及び応急物資の配分、調達

組織の結成当初から種々の活動をすべて行わなければならないと考えると、組織化自体が難しくなる場合も考えられるので、無理することなくできる範囲内から進めていくことが、組織化を円滑に進める有効な方法となります。

第6 避難行動要支援者への配慮と支援

1 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対処すべきかについて、何らかのハンディキャップを負っている人たちです。

例えば、高齢者、心身障がい者、傷病者、乳幼児、外国人などです。

2 地域ぐるみでの支援を

災害が発生した場合、一人暮らしや高齢者だけの世帯では、家族の援助を受けることが困難と考えられます。また、寝たきり老人や重度の障がい者を抱える家庭においても、いざというとき、家族だけでの対応が困難なことも考えられます。

避難行動要支援者のための援助活動は、普段の生活の中からつちかわれていくものです。日常的な挨拶や交流からお互いの信頼感や認識が深まり、いざというときの大きな力になるものと考えられます。

日頃からの近所の交流、地域の連帯が必要です。

(1) 避難行動要支援者のための地域づくり

- ① 日頃から避難行動要支援者との交流を密にする。
 - ・ 支援活動をスムーズに進めるためには、コミュニケーションが重要
 - ・ まず、挨拶から。親しくなったら、災害時に何をしてほしいかを確認
- ② 避難行動要支援者の身になって防災環境を点検する。
 - ・ 避難路に放置自転車がないか
 - ・ 避難路が車椅子でも通れるかなど
- ④ 地域での支援・協力体制を具体化する。
 - ・ 日頃の連絡役は誰か、災害時には誰が誰を救援するかなど
(一人の避難行動要支援者に対し、複数の支援体制をとること。)
- ⑤ 避難行動要支援者の防災能力を高める。
 - ・ 避難行動要支援者が自力で初期消火や避難、応急手当ができるようになるような訓練を行う。
 - ・ 外国人には、「ヒナンジョ」「ジシン」などの最低限の日本語を覚えてもらう。

(2) 避難行動要支援者を安全に避難誘導するポイント

① 高齢者、傷病者

- ・ 複数の人で対応
- ・ 急を要するときは、おぶって避難

② 耳の不自由な人

- ・ 話すときは、必ず近寄り、まっすぐ顔を向けて、口を大きく動かして話す。(相手は、口の動きで読み取る。)
- ・ 伝わらないときは、筆談を。(筆記用具がないときは、手のひらに指で文字を書く。)

③ 目の不自由な人

- ・ 杖を持った方の手を取らない。
- ・ もう一方の手の肘のあたりに軽く触れて、ゆっくり歩く。
- ・ 方向を示すときは、時計の文字盤の位置を想定して伝える。(例：11時の方向です。)

④ 肢体の不自由な人

- ・ 車椅子は、必ず誰かが付き添う。
- ・ 車椅子は、階段では必ず2人以上、できれば3～4人で援助する。
(あがる時は前向きで、さがるときは後ろ向きにして、恐怖感を与えないようにする。)

⑤ 外国人、旅行者

- ・ 言葉が通じないときは身振り手振りで。
- ・ 道順などは手で方向を示す。

第7 自主防災組織に関する助成制度

1 自主防災組織補助金

市では、町内会、自治会等を単位とした自主防災組織による防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制を確立することを目的とし、自主防災組織等が行う地域の防災活動に使用する資機材等の整備に要する経費の一部を助成します。

- (1) 助成対象者 自主防災組織又は自治会、町内会等
- (2) 助 成 額 助成対象事業に要する経費の2分の1以内の額（千円未満は切り捨て）とし、世帯数の区分に応じ下記の額を上限とする。

助成団体の世帯数	助成限度額
100世帯未満	5万円
100世帯以上500世帯未満	10万円
500世帯以上	20万円

(3) 助成対象事業

- 1) 防災訓練
- 2) 防災に関する教育又は啓発
- 3) 防災資機材の購入等

主たる使用目的が、災害発生時において、緊急に必要な資機材で、長期間保管・使用できるものです。そのため、消耗品的な物品は助成対象外となります。

(例) 自主防災組織が選択する地域の防災活動に必要な資機材等の購入費

①情報連絡用資機材

- ア 携帯用ラジオ
- イ 携帯用無線機

②消火活動用資機材

- ア 消火器
- イ 消火バケツ

③救護活動用資機材

- ア 救急セット

(止血帯、洗浄綿、救急絆創膏、三角巾、包帯、ガーゼ、脱脂綿、副木、体温計、ハサミ、ピンセット、救急箱)

④避難活動用資機材

- ア トランジスターメガホン
- イ 誘導・合図灯

⑤給食給水用資機材

- ア 給水タンク
- イ ポリタンク
- ウ カセットコンロ

⑥照明用資機材

- ア 投光器
- イ ライト・ランタン・懐中電灯

⑦暖房用資機材

- ア ポータブルストーブ
- イ ジェットヒーター
- ウ ポリタンク

⑧寝具用資機材

- ア 毛布
- イ 寝袋
- ウ マット

⑨その他

- ア ヘルメット
- イ 防水シート・ブルーシート
- ウ 発電機
- エ コードリール
- オ 機材収納庫（備蓄物置）
- カ テント
- キ その他防災活動に使用する資機材

※消耗品的な物品（助成対象外となるもの）

○食料品・水：

非常備蓄食、保存水など

○燃料・油脂類：

カセットボンベ、エアゾール消火器、ガソリン・灯油（缶詰を含む）、オイル類

○消耗品類：

乾電池、各種手袋、粘着テープ、マジックインキ等の文具等

○北広島市で貸出しを行っている災害救助用工具に準ずるもの：

丸シヨベル、のこぎり、ハンマー、バール、レザーグローブ、作業用ゴーグル、ロープ、番線カッター、救急セット、四つ折担架、ハンドメガホン、ライト付きラジオ

(4) 補助申請の手続き

- | | |
|-----------|--|
| 1) 補助交付申請 | 自主防災組織補助金交付申請書 |
| 2) 添付書類 | 自主防災組織又は町内会・自治会規約（「自主防災活動組織に関する報告書」を提出した際に添付してある組織については省略できます。）
役員名簿
防災資機材等購入計画書
見積書
事業予算書 |

2 災害救助用工具の貸与

市では、防災活動を支援するため、救出、救護活動、情報伝達等に必要な資機材のうち、基本的なものをセットにして、防災活動を行っている団体を対象に、無償で貸与しています。災害救助用工具の内訳は、上記「北広島市で貸出しを行っている災害救助用工具に準ずるもの」のとおりです。

自主防災活動組織に関する報告書

年 月 日

北広島市長

町内会（団体）名
会長（代表者）名
住所
電話番号

当町内会（団体）では、下記のとおり自主防災に関する活動組織の編成等を行いましたので報告します。

記

1. 区分 (該当番号に○印を付けてください。)	1 町内会単独 2 町内会共同 3 その他 ()
2. 構成町内会（団体）名 (上記区分で2の場合)	
3. 加入世帯数	世帯
4. 防災リーダー（代表連絡者）の氏名 及び電話番号等（FAX、メールアドレス もあればご記入ください。)	1 氏名： 2 町内会等の役職： 3 電話番号 4 FAX 番号 5 メールアドレス
5. 活動組織の編成及び活動範囲 (役割分担表等を添付してください。)	別紙のとおり 活動範囲：
6. 規約の有無 (該当番号に○印を付けてください。) ※なお、防災活動に関する事項が一部で もあれば結構です。また、規約がある 場合は添付してください。	1 有 町内会規約 2 有 自主防災組織の規約 3 有 その他 () 4 無
7. 自主防災計画の策定の有無	1 有 2 無
8. 今後の活動計画（予定）	1 防災訓練の実施 2 研修会の実施 3 その他 ()
9. 防災資機材の備蓄 (該当番号に○印を付けてください。有 の場合は品目も記入してください。)	1 有 () 2 無 3 今は無いが今後備蓄の予定
10. 防災資機材購入等の助成希望 (補助率 50%)	1 有 2 無 3 今は無いが今後希望する予定

自主防災活動組織に関する報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

北広島市長 〇〇 〇〇 様

町内会（団体）名 〇〇町内会

会長（代表者）名 〇〇 〇〇

住所 北広島市〇〇町〇〇丁目〇番地〇

電話番号 090-〇〇〇-〇〇〇〇

当町内会（団体）では、下記のとおり自主防災に関する活動組織の編成等を行いましたので報告します。

記

1. 区分 (該当番号に○印を付けてください。)	① 町内会単独 2 町内会共同 3 その他 ()
2. 構成町内会（団体）名 (上記区分で2の場合)	
3. 加入世帯数	〇〇〇 世帯
4. 防災リーダー（代表連絡者）の氏名 及び電話番号等（FAX、メールアドレス もあればご記入ください。)	1 氏名：〇〇 〇〇 2 町内会等の役職：防災・防犯部長 3 電話番号 090-〇〇〇-〇〇〇〇 4 FAX 番号 011-〇〇〇-〇〇〇〇 5 メールアドレス kitahiro@.....
5. 活動組織の編成及び活動範囲 (役割分担表等を添付してください。)	別紙のとおり 活動範囲：北広島市中央〇丁目〇番地～ 中央〇丁目〇番地
6. 規約の有無 (該当番号に○印を付けてください。) ※なお、防災活動に関する事項が一部で もあれば結構です。また、規約がある 場合は添付してください。	① 有 町内会規約 2 有 自主防災組織の規約 3 有 その他 () 4 無
7. 自主防災計画の策定の有無	① 有 2 無
8. 今後の活動計画（予定）	① 防災訓練の実施 2 研修会の実施 3 その他 ()
9. 防災資機材の備蓄 (該当番号に○印を付けてください。有 の場合は品目も記入してください。)	① 有 () 2 無 3 今は無いが今後備蓄の予定
10. 防災資機材購入等の助成希望 (補助率 50%)	① 有 2 無 3 今は無いが今後希望する予定